

前衆議院議員

木原誠二

活動報告書

せいじ便り 45号

一歩一歩ともに



生活保護費増加について考える

増加する生活保護&その特徴

生活保護の受給者が200万人を超えました。もちろん、人口の高齢化、リーマンショック以降の経済不振という大きな要因がありますが、「政策の転換」が増加を後押しした側面も否めません。民主党政権が誕生した直後の09年12月、民主党政権は一本の通達を地方自治体に発しました。生活保護の申請があつた場合「速やかに保護決定」をするようにとの内容です。

この通達が一つの引き金ともなつて、生活保護費は、民主党政権の3年間で実に30%近く、8000億円も増え、今や3・7兆円となっています。

このように増加する生活保護ですが、その増加には幾つかの特徴があります。第一の特徴は、高齢化に伴う増加です。第二に、働くことが可能な受給者(就労可能層)での生活保護の増加です。第三に、医療費の増加です。



必要な抜本的見直し

生活保護制度は、国民生活を支える最後のセーフティネットとして憲法が保障する大切な機能ですが、このまま増加が続けば、その大切な機能が底抜け・底割れし、本当に必要な人々が救われない事態に陥りかねません。

そこで、今最も大切なことは、景気回復です。そのために、より大胆な金融緩和、雇用を増やす企業への政策減税、中小零細企業&地域購入法の制定…など、政策を総動員していくことが大切です(詳細については、せいじ便り特別号①を参照下さい)。

他方で、生活保護制度は、昭和25年の法律制定以来一度も抜本的見直しが行われておらず、制度疲労が限界に達しているのも事実です。で、以下見直しのポイントを提言したいと思います。

〈第一…生活保護給付水準の引き下げ〉

本来、生活保護は、最低限度の生活を保障することとともに、「自立を助長する」ことが最

終目的であり、特に就労可能層にとつて大切な視点です。ところが、その目的に反して、現状の生活保護制度自体が自立を難しくしている点があります。最低賃金で働いた収入よりも、生活保護の給付額の方が多くなる場合が多く、**働く意欲が阻害**されるとの制度上の欠陥があるからです。

例えば、東京都の生活保護費は、標準3人世帯で約24万円(月額)となっています。他方、最低賃金で働いた場合の月収は約13万円ほど、国民年金は満額で6万5541円というのが実情です。

こうした勤労者の賃金水準や年金とのバランスに配慮して、生活保護給付水準を引き下げる必要があります。

〈第二…現金給付から現物給付へ〉

自立を阻害する他の要因として、生活保護が現金給付である点が挙げられます。そこで、食費や被服費などの生活扶助(食料回数券等)、住宅扶助、教育扶助等の**現物給付**を推進していくことも必要です。

〈第三…稼働層の自立支援、

公的機関での採用等の就労支援〉

併せて、就労可能層に対する、自立

支援プログラムの提供、就労の指導強化、国や自治体による様々な働く場の提供：なども大切です。また、自立資金のための「凍結貯蓄」を制度化し、働く意欲を高めることも必要です。

更に、そもそも**生活保護に至る前段階**での対応を強化することも大切であり、生活保護前の段階での「自立支援プログラム」を充実・徹底することや、非正規労働者の待遇改善などに取り組むことで、貧困の連鎖を封じていかなければなりません。

〈第四…医療費扶助を抑制〉

生活保護費用の約半分は医療費です。人口の高齢化という要因がありますので当然な面もありますが、生活保護受給者は窓口での自己負担がないため**モラルハザード**や**過剰診療**が起きているとの指摘もあります。そこで、自己負担導入や医療機関の指定、重複診療の厳格なチェック、ジェネリック薬の使用義務化などで医療費扶助を抑制することも必要です。

〈第五…ライフステージに

応じた中長期的見直し〉

最後に、中長期的な制度改革について

て触れたいと思います。

生活保護増加の最大の要因は、**人口の高齢化**です。一般的には高齢者は、体力等の衰えや雇用機会の減少などによって就労自立難しくなりますから、これは当然のことです。ところが、現行の生活保護制度はライフステージを考慮したものとはなっており、就労可能層での増加と高齢層での増加がいつしよくとに議論されがちです。そこで、中長期的には、生活保護制度とは別の**高齢者対象の生活保障制度**の検討が必要です。

その結果、逆に、就労可能層に対しては、就職あつせんを拒否した場合の給付減額の仕組みや、就労可能者は3年程度で給付を打ち切る「**有期制**」の導入等も検討することが可能となります。



木原誠二プロフィール

年金・医療・介護、障害者福祉、行財政改革、公務員制度改革、都市農業など幅広く活動を展開。
1970年6月東京生まれ。私立武蔵高校、東京大学法学部、ロンドン大学LSE修士卒業。平成5年大蔵省入省。平成17年9月衆議院初当選。著書に「英国大蔵省から見た日本」(文春新書)

木原誠二事務所

〒189-0013
東村山市栄町2-22-13 松岡ビル2F
TEL 042-392-4105
FAX 042-392-4106



木原誠二公式
モバイルサイト

http://kiharaseiji.com/k/
携帯電話から木原誠二
モバイルにつながります。

オフィシャルブログ <http://ameblo.jp/kiharaseiji/>

twitter ID http://twitter.com/kihara_seiji

ホームページ <http://www.kiharaseiji.com>